

令和5年 (第4回定例会)

総務企画消防委員会 会議録

令和5年12月11日

総務企画消防委員会 会議録

○開会日時 令和5年12月11日(月)

開議 午前10時00分

閉議 午前11時51分

○開会場所 市議会 第1委員会室

○出席委員(9名)

委員長	森山義治君	副委員長	小野佳子君
委員	泉武弘君	委員	野口哲男君
委員	松川章三君	委員	吉富英三郎君
委員	阿部真一君	委員	森裕二君
委員	塩手悠太君		

○欠席委員(0名)

○委員外議員出席者(0名)

なし

○執行部出席者

総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
防災局長	白石修三君	消防長	浜崎仁孝君
総務部次長	末田信也君	総務部次長兼 総務課長	行部さと子君
企画戦略部次長兼 財政課長	矢野義知君	政策企画課長	清末妙君
防災危機管理課長	中村幸次君	予防課長	此本康秀君

○議会事務局出席者

局長	河野伸久	課長補佐	岩男涼子
事務員	尾割春晃		

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第112号	令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第113号	令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	全員一致による 原案可決
議第114号	令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第115号	令和5年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）	全員一致による 原案可決
議第116号	令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第117号	別府市役所事務分掌条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第118号	別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第119号	特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第120号	別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第128号	別府市火災予防条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第129号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	全員一致による 原案可決
議第138号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	全員一致による 原案可決

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和5年12月11日

総務企画消防委員会

委員長 森 山 義 治

総務企画消防委員会 会議概要

○開議：10時00分

○森山委員長

おはようございます。

開会に先立ち、お知らせがございます。常任委員会の会議録につきましては、市議会公式ホームページにて公開されておりますので、議題外にわたる質疑、または個人のプライバシーに関する発言等には十分、ご注意ください。

ただいまから、総務企画消防委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）関係部分ほか11件でございます。

審査はお手元に配付している議案審査順序表の記載順により各課に説明を受け、質疑の後、採決をいたします。

初めに、消防本部関係議案の審査を行います。議第128号別府市火災予防条例の一部改正について、当局から説明をお願いいたします。

○浜崎消防長

皆さん、おはようございます。消防本部から第4回定例会におきまして、条例改正の議案を1件提出させていただいております。この後、担当課長のほうからご説明をさせていただきますのでご審議のほど、何とぞよろしく願いいたします。

○此本予防課長

皆さん、おはようございます。それでは、議第128号の事件議案についてご説明申し上げます。座ってご説明申し上げます。

議第128号別府市火災予防条例の一部改正についてです。

議案書の52ページをお開きください。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令。平成14年、総務省令第24号の一部が改正され、火災予防上必要な措置の見直しがされたことに伴い、条例を改正します。

1つ目の別府市火災予防条例第11条ですが、現在、キュービクル式は建築物等との間に距離を保つことと規定していますが、基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定するものではないため、「キュービクル式のものにあつては」を削ります。

2つ目の第11条の2ですが、本規程は漏電防止対策を目的とした規定であり、外部からの雨水等の侵入を防ぐことができる管体であればよいことから、「その管体は」に改められました。

3つ目の第13条関係の蓄電池設備については、現行の蓄電池設備の規定では、電流と時間の積算値であるアンペアアワーの単位が用いられ、4,800アンペアアワー未満のものは規制対象から除外されています。しかし、蓄電池の潜在的リスクは、蓄電池容量であるキロワットアワーであることから、この基準値の単位をアンペアアワーからキロワットアワーに修正されるとともに、10キロワットアワー以下、または10キロワットアワー越え20キロワットアワー以下で出火防止措置が講じられたものは、規制対象から除外されます。また、開放型鉛蓄電池については、希硫酸に浸されているため環境によって漏れる場合があり、これまでどおり耐酸性の床上などに設けますが、開放型鉛蓄電池以外については、電解液が漏れる可能性が低いことから、耐酸性の床上などに設けなくてもよいこととします。

次に、53ページをお開きください。

7行目の部分ですが、火を使用する設備などの届出の対象から、蓄電池容量が20キロワットアワー以下の蓄電池設備を除くこととします。

次に、54ページをお開きください。

4つ目の別表関係の厨房設備についてですが、表の中段部分、炭などの固体燃料を用いた炭火焼き機の離隔距離を定めることとします。

以上をもちまして、消防本部関係部分の説明を終わらせていただきます。何とぞご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方はご発言をお願いいたします。

○野口委員

1つだけいいですか。これは各家庭より事業者とかに主に適用されるのではないですかね。その辺がよく分からない。

○此本予防課長

これは一般家庭、業者ともに規制、届出のほうはかかります。ただ届出のほうは、先ほど申したとおり20キロワットアワー未満については届出の対象になりません。総務省の調べによると、一般家庭であれば、1日の一般家庭の電気容量というのが大体10キロワット前後ということで、販売されているのも20キロワットアワー未満ということで、一般家庭にかかることはほぼないとは思っております。

○野口委員

はい、分かった。

○森山委員長

よろしいですか。ほかございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

他に質疑もないようでございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第128号別府市火災予防条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、議第128号につきましては原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、消防本部関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 10時10分

(再開) 10時10分

○森山委員長

再開いたします。

次に総務課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）総務課関係部分について、当局から説明願います。

○柏木総務部長

総務部は予算議案といたしまして、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）総務課及び職員関係部分、議第113号から議第116号までの各特別会計補正予算、職員の関係部分について、条例に係るものとしていたしまして職員課から議第118号から議第120号までの3議案を提出しております。

それでは総務課関係部分について、総務課長がご説明いたします。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○行部総務部次長兼総務課長

総務課長の行部です。それでは議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）総務課関係部分について説明いたします。座って説明させていただきます。

初めに、歳入の補正について説明いたします。

補正予算書の16ページをご覧ください。

1番上の段になりますが、総務費県補助金としまして、展望所等景観再生事業費補助金97万7,000円を計上しております。これはこの後、歳出で説明いたしますが、旧若草港の横にありますワシントンニアパームを含みます樹木等の伐採委託業務の財源として計上しております。この補助金は県内に多数ある景観資源のうち、樹木等が生い茂り、美しい景観や眺望が阻害されている箇所につきまして、良好な景観を再生し観光振興や地域の活性化を図ることを目的としており、樹木の伐採や処分、委託料等の経費に対して補助されるもので、補助率は2分の1以内となっております。

続いて、予算書の17ページをご覧ください。

土地売払い収入の追加額1億1,630万円を計上しております。売却した市有地は旧南幼稚園の跡地約1,835平米で、宅地及び雑種地として一般競争入札により売却しております。なお、売却先につきましては、宗教法人霊鷲山大法輪寺でございます。

次に、歳出の補正について説明いたします。

予算書の23ページのほうをお開きください。

事業コード0128公有財産維持管理に要する経費の追加額195万4,000円を計上しております。本事業は歳入で説明いたしました展望所等景観再生事業費補助金を活用しまして、旧若草港の横にありますワシントンニアパーム等の樹木伐採委託料として計上したものです。ワシントンニアパームの落ち葉による歩行者や車への危険性や雑木が茂っていることから、落ちた枝葉やごみの散乱が見受けられること。また不審者等が出るなどの課題の解決としまして、あわせて雑木等を伐採することで、今まで雑然としていた海岸線の景観を良くし、観光資源として再生を図り、また地域住民の安全安心の場づくりのために取り組むものです。

以上で説明を終わります。何とぞ慎重なご審議のほどよろしくお願いたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

○塩手委員

土地売払い収入のところについて、旧南幼稚園の土地のことでそこは普通財産になっているものに対して売却かけたということですか。

○行部総務部次長兼総務課長

おっしゃるとおりで、普通財産でございます。

○塩手委員

ということは、競争入札というふうにおっしゃられましたけど、その入札に手をあげたのは何社ですか。

○行部総務部次長兼総務課長

入札は、応札者は1社となっております。

○塩手委員

公共施設マネジメントの基本方針がどうなっているか。私も詳しくは調べていないので申し訳ないのですが、宗教法人に売払った場合、固定資産税など基本的に別府市に入っていないのでは。

○行部総務部次長兼総務課長

宗教活動で使われる時は入っていないのですが、それ以外の時については、入ってきます。

○塩手委員

基本的に今回、旧南幼稚園の跡地で売払ったところに関しては、固定資産税とかは入ってくる予定ですか。

○行部総務部次長兼総務課長

現在、何に使われるかは分かっておりませんが、それが宗教活動に使われるまでは課税されません。

○塩手委員

宗教活動に使われる段階になった時には、市に対して報告はありますか。

○行部総務部次長兼総務課長

市に対して報告という形ではないと。

○塩手委員

ということは、固定資産税が入ってくる期間は明確には分からないという状況ですね。

○森山委員長

よろしいですか。ほかにありませんか。

○泉委員

今の塩手議員の質問に関連するけど、売払い目的に違反したときの買戻し特約はつけていますか。

○柏木総務部長

今回、売払いにつきましては、そういった条件付き売払いということはいたしておりません。一般競争入札で売ったということです。

○泉委員

僕も勉強不足で恥ずかしいけど、塩手議員が言うように宗教団体に売払う場合の想定はしてなかったのでは。その場合に京都があれだけの宗教団体があって赤字団体も一緒というのは、宗教団体に対する特例があるから。今回、この旧南幼稚園跡地のいわゆる財産売払いの目的は地域振興ということですね。それから考えて、宗教団体が合致するのかどうかというのはちょっと疑義があるけど、部長その点はどう考えている。

○柏木総務部長

今回、宗教法人がどのように活用するかということが普通の一般競争、価格競争入札しか行っておりませんので、そこは明確になっていないのですが、議員がおっしゃられるとおりで、そういったことについてはやはり注意する必要があるというふうに思っています。

○泉委員

例えば宗教法人といっても、この万とある宗教法人の中で、売払い申請が出たときにその適格性を審査することを行政ができるのかな。

○行部総務部次長兼総務課長

まず、入札参加資格という観点から申し上げますと、地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2により、当該規定に該当する場合でなければ、地方公共団体が一方的に入札参加制限することができないというふうにされていることから、特に宗教法人を除外するというようなところはできないというふうに考えております。

○泉委員

少し飛躍した話になるけど統一教会ね。それほど問題視されなかった宗教団体で、いわゆるその骨壺とか教本とか売って、問題化してきました。宗教法人という一括りの中で、対象とするというのは、危険な感じはしないでもない。やはり売払いのときに相手の宗教団体をよく精査してやっぱり決断しないと禍根を残すようなことになると思う。我々がここにおいて、そういうことも審査しなかったのかということになるから。部長、そういう売払いを決定する段階でよく宗教団体そのものを精査してほしい。これだけ要望しておきますね。

○吉富委員

入札が1社だけということですけども当然、この土地を売りますということになれば、公告などと思うけど、いつ頃したのですか。

○行部総務部次長兼総務課長

入札につきましては、令和5年3月23日に入札公告を行いました。市のホームページや市報4月号に土地の売却募集要領を掲載し、公募の周知を行っております。入札の参加資格は、令和5年4月10日から令和5年5月31日まで受け付け、令和5年6月13日に入札を行っております。

○吉富委員

その結果、入札は1社だけだったということで、基本的なことでは悪いんですけど、1,835平米を1億1,630万円で売ったということですけども、平米単価でそれを坪に直したらいくらになりますか。

○行部総務部次長兼総務課長

平米単価が6万1,900円になります。

○吉富委員

坪単価にすると。

○行部総務部次長兼総務課長

20万4,270円になります。

○吉富委員

坪単価のほうが私は分かりやすいのですが、一坪で20万5,000円ぐらいということになると、仮にもし住宅地として購入するのであれば、おそらくここまでの単価はしないのではないかと思います。また、これだけ広い土地というのは、逆に値段が下がってきます。ですから、この20万5,000円ぐらいの金額は、高値で売れたという気がしますが、逆に言うと、1社しか入らなかったというのは、先ほど泉委員もおっしゃっていましたが、宗教法人が購入することということで、これから先の税金を納めなくていいとかそういう部分を含めて高値で購入したのかなど私はそのように思ってしまうので。やはり売ったけど固定資産税も入らないと何のために売ったのかと。南部振興のためにこの土地を活用するということが名目なのに宗教団体が何を建てるか分からないし、下手すりゃ納骨堂みたいなものを建てるということもあるわけで、南部は、高齢者率が市でも1番高いといわれるところですから。そうすると、納骨堂とかを建てるとなると、これは質問ですけれども、宗教法人のこれは営利目的になりますか。それともなりませんか。そういうのも調べていますか。

○行部総務部次長兼総務課長

今回、土地を売るにあたって、宗教法人から応札してきたということで、政教分離の観点からは検討しております。その観点から言えば、最高裁の判例で、政教分離に違反かどうかについては、目的が宗教的意義を持つものか、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為で判断するというふうにされております。市は将来的に行政財産として使用する見込みがない。または見込まれない未利用地を一般競争入札にかけたということで、特定宗教の援助や助長、圧迫などするものではないというふうには考えております。

○吉富委員

市が売った土地がどのように使われるのか。ここがやはり1番重要ですよ。ここをしっかり押さえてないと。もし、別府市の財政的なものや土地を売りたいとかなった時に変な話ですけど、身分を隠して反社会勢力に売って、そこに事務所ができれば、売った方は近隣の人たちから一生恨まれると思いますよ。例えですけどね。そういうふうに土地を売るのは、相手方に対しても細心の注意を払って売らなければいけないというのが、普通の話です。そうすると、先ほどの宗教法人は、別に悪いところではないというのは分かるけど、経済活動であれば、固定資産税や不動産の部分でお金が入ってくるのは分かるけど、これが例

例えば、駐車場や幼稚園みたいなお金を生むことをした時はそうなるけど、例えば、納骨堂であれば、宗教的なものになる可能性がある。売ったお金は高値で売れたかもしれないけど、これから先、固定資産税などの毎年入るはずのものが入らなくなるということになるわけで。そういうことまでやはり注意した中で売らないと。しかも入札が1社しかなかったということ自体、私からすると少し気にかかります。もう少し市としては、部長もやはり入札先が1社しかないということであれば、どのような計画を持ってということまで突っ込めるような契約をこれから先はやはりしてもらわないと。市の財産が変な方向で売られたりすると困るので、その辺は一応注意といいますか、言っておきますのでお願いします。

○柏木総務部長

今、委員がおっしゃられるようにやはり市の財産を売り払うときは慎重に対応しなければいけないというふうに思います。今言われたご指摘を受けたことも含めまして、財産活用検討委員会というのがありますので、そちらのほうで一度議論して、また他市の状況等も調査していきたいと思います。

○泉委員

委員長に確認したいのだけど、既に応札して合意できているわけですね。その相手方の構想というのは出てないのですか。

○森山委員長

相手方の。

○泉委員

宗教法人自体、すごいあるじゃないですか。どこが落札して、何をしようとしているのか。もし、聞けるのであれば、聞いておかないと。後で、そんなはずじゃなかったということになるかもしれないので。それからもう1つ、委員長、皆さんにも聞いてほしくて、今回、宗教法人が落札したとなると他の宗教法人が我もということになる。当然そういうことが懸念されるので、今回は慎重に進めないといけないと思います。

○森山委員長

相手先は大法輪寺とありました。

○泉委員

ということは納骨堂やな。

○阿部委員

南町の売った土地について、既に民間の売却の札が立っていたのですが、土地の不動産屋ですね。周辺の宗教法人がおそらく、売った土地の裏に高野山の事務所があって、住吉神社もありますし、そういった地区で限定すると、他の宗教法人というところの配慮というのは、市が売却にあたる時に検討委員会とかでどのような取り決めをしたのか。おそらくないとは思いますが、先ほど国の法令に準じてとおっしゃっていましたが、地元の方の土地に関する考え方や葬儀とかそういった宗教的なものや土地を売買するというのは、先祖代々のところの気持ちややはり地域住民の方あります。この地域の実情というのは、どのように当局は考えて調査したのかということをお聞きしたいのですが、お隣に高野山の事務局がありますので。

○森山委員長

どうですか。それについて。

○柏木総務部長

今回、売却する場合に募集要項を作成します。その段階において、そういった宗教法人が来るというような。

○阿部委員

設定ではなくて。

○柏木総務部長

はい、なかったのです。今回、募集要項の中にはそういったことは含まれてないと。今回、一般競争入札で売却したという経緯になります。

○阿部委員

優先的というわけではないのですが、やはり近隣の周辺の方には市有地を売るときに、情報をお示しするというのは、おそらくあると思います。その辺はどのような考慮したのか。ちょっとお聞きをしたいと思います。

○柏木総務部長

今回、募集は公募という形を取っております。周りの住民の方々に説明したといったことは今回ありません。

○森山委員長

やってないそうです。

○阿部委員

すみません。知識がなくて。周辺の方に説明する要綱というのは、一般財産の市有地を売る時に内規でありますよね。聞いたことがあって。そのこの区別については、行政側はどのように一般公募であればもう一般入札になるので、あまり関係ないというふうな今の説明の解釈なので、どういった場合に近隣、隣接する方々に周知をするのか。

○行部総務部次長兼総務課長

その土地を随意契約で売る時は、地域の方に説明します。今回は一般競争入札となりますので。

○阿部委員

その随意契約にする根拠と一般競争入札にする根拠は。

○柏木総務部長

先ほど申しましたように、こういった財産の売買に関しましては、公共施設マネジメントがあり、それとはまた別に財政活用検討委員会があります。その中で、その土地の活用を協議してどうするかを決め、今回は一般競争入札での売買となりました。

○阿部委員

各委員からいろいろと疑義が出ていますが、やはり土地というのは、丁寧に売らないと。この場所は幼稚園が学童となり、学童が別の施設に移るといった背景もあります。やはりもう少し、今の検討委員会の方で一般競争入札、公募の入札で妥当だという以前にもう少し丁寧に考える必要があったのではないかなというふうに思います。

○泉委員

1回休憩してな、委員会で話し合わないかね、このままは無理だと思う。

○森山委員長

それではちょっと一旦休憩します。

(休憩) 10時36分

(再開) 10時51分

○森山委員長

再開します。

先ほど皆さんからいろいろな意見が出ました。まず、地域住民の意見等しっかり聞いていただきたいと。それと、事業計画の確認等をしていただいて、定例会の間にもう一度、これについて委員会を開きたいと思いますが、よろしいですか。

○柏木総務部長

はい、分かりました。

○森山委員長

そういうことで継続とこれは。

○泉委員

今、分かりましたというように部長は言われたけどな。事業計画を出して、周辺住民にその計画を周知する時間はあるのかな。

○柏木総務部長

それができるかどうか少し分からないので、1回持ち帰らせていただくわけにはいかないでしょうか。

○泉委員

1番問題は、この市有地でどういう事業がされるかということも我々は分からない。推測の域で話しているわけ。だから、そこの辺はやはり委員会に説明する必要があると思う。

○柏木総務部長

先方に確認を取ることはできると思いますが、それが担保できるものかということそれは今の段階では。

○泉委員

部長、難しく考えなくていい。ここに売却議案が上がってきているわけだから、委員会から事業計画を聞いてほしいということがあったから、事業計画を教えてくださいだけです。何も難しい問題でも何でもありません。

○柏木総務部長

はい、確認はいたします。

○森山委員長

いいですか。

○阿部委員

1個確認したいのですが、この開会中にもう1回委員会を開会して、その時に採決する形でいいですか。

○森山委員長

そうですね。その時で採決ということですか、それで。

(「はい」と発言する者あり。)

はい、分かりました。

それでは部長、よろしく願いしておきます。聞いてみてですね、できればその近隣住民にもね、本来なら聞くべきところでしょうけど。1番は、問題は買った人がやはり今後どのようなものを作ろうとしているのか。駐車場にするのか。委員会の中では納骨堂という意見が出ていますが、何に使うか分からないので。先方に聞いていただいて。また提案していただくということでもいいですか。

○阿部委員

さっき閉会中に言いましたが、こういった審査の場合、どこの場所にあたるか。地図などの資料が全くないので、この委員会ではこんなに喧々囂々、各委員から意見は出ていますが、そちらの本当に公募で、一般競争入札でやろうとしたその熱量というのがなかなか当局で練りに練ってこういった部分も宗教法人とか、外国資本とかいう部分も練って公募にしたプロセスというのが、あまり今の説明では担当当局から聞こえなかったもので、また委員会開くということなので、その辺の適切な資料もまず委員長に提示していただいて、その後、我々にも出していただきたいと思います。

○森山委員長

いいですか。ワシントンニアパームも含めて、資料を一緒に出してください。

○泉委員

前は、目的外売却できないということで、かなり厳しい議論があった。それがネックになって売れていないわけ。片方はその縛りが無いから宗教法人でもいいのかという議論も起きてくる。そこらへんまで総務部としてはやっぱりよく精査してもらいたい。

○森山委員長

それでよろしいですかね、皆さん。

(「はい」と発言する者あり。)

後日、委員会を開くと。そして資料を持ってきていただき、答弁していただきたいということをお願いします。

ほかに質疑の方はございませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

以上で当局の説明は終わりました。

ほかに質疑もございませんので、採決は後日ということで終わります。

以上です。それでご異議ないですね。

（「なし」と発言する者あり。）

よって総務課関係部分については、先ほど申しましたように後日審査ということで決定いたしました。

以上で、総務課関係議案の審査を今日は終了いたします。

休憩いたします。

（休憩）10時58分

（再開）10時58分

○森山委員長

再開いたします。

次に、職員課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）職員課関係部分から議第116号令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）職員課関係部分及び議第118号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてから議第120号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてまで、以上8件を当局から一括して説明願います。

○柏木総務部長

職員課関係議案といたしましては議第112号から議第116号までの予算議案、職員課関係部分5件と、第118号、119号、120号の条例議案3件となっております。議案の説明に入る前に、資料配付させていただきたいのですがよろしいでしょうか。

○森山委員長

はい、どうぞ。

○柏木総務部長

それではお配りした資料に沿って説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）から議第116号令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）における人件費関係部分について、お配りした資料に沿って一括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正理由ですが、主なものは今年度の大分県人事委員会勧告に準じた給与及び期末手当、勤勉手当の額の改定による増額であり、給料及びボーナスともに2年連続で引き上げ額となっております。企業につきましては民間給与との格差を埋めるため、特に若年層に重点を置いた改定となっており、給料表において大卒初任給を1万1,000円、5.7%引き上げ、全体としては平均で1.19%程度の改定となっております。またボーナスにつきましては、民間の支給状況等を踏まえ、期末勤勉手当を0.1月分引き上げるものです。では、補正の

内容について、一般会計と特別会計を合計した数字で説明いたします。

まず、職員人件費についてです。配布させていただいております。この表のほうを見ていただきたいと思います。給与につきましては、一般会計1,747万7,000円の減額と特別会計1,810万円の増額により、合計で62万3,000円の増額となっております。主な理由といたしましては、大分県人事委員会勧告に伴う増額4,593万1,000円がございましたが、育休等に伴う減額4,530万8,000円により相殺した結果、微増となっております。

職員手当につきましては、合計で3,711万6,000円の増額です。主な要因は大分県人事委員会勧告に準じた期末勤勉手当が0.1月分増えることにより、4,824万4,000円の増額、先ほどと同様に育休等に伴う1,112万8,000円を減額し、相殺した結果となっております。共済費につきましては、1,385万8,000円の増額です。主な要因は、大分県人事委員会勧告に係る給料と期末勤勉手当の増額に伴う共済費負担金1,897万4,000円増額と育休等に伴う511万6,000円の減額を創出した結果となっております。

続きまして報酬についてです。これは会計年度任用職員の報酬の補正でございます。全体で244万4,000円の増額となっております。これは職員の育休取得等に伴って会計年度職員を代替として配置したことによるものでございます。

続きまして、費用弁償につきましては156万9,000円の追加です。こちらは会計年度任用職員の通勤に対する費用弁償です。実績見込みによる増額でございます。

以上が、職員人件費に係る補正予算の内容です。

続きまして、事件議案の説明をさせていただきます。

議案書の2ページ目をご覧ください。

議第118号は、別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてです。遺族補償年金前払い一時金が支給される場合の遺族補償年金の支給の停止の規定の見直しに伴い、条例を改正するものです。

次に議第119号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてです。

議案書の3ページをご覧ください。

特別職である市長、副市長、教育長及び別府市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるものです。別府市におきましては、国の特別職に準じて支給率を改定しております。具体的には、現行の支給率3.3月から3.4月へ0.1月分の引き上げを行おうとするものです。なお令和5年度の12月期に0.1月増やして1.75月とし、令和6年度は6月期、12月期ともに1.7月と平準化して、合計3.4月とするものでございます。

次に議第120号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について説明をいたします。

議案書の6ページをお願いいたします。

主な改正点は、先ほど予算議案の職員人件費でご説明いたしました大分県人事委員会勧告に基づき、一般職の給与表及び期末勤勉手当の支給率を改定しようとするものです。この改正につきましては令和5年4月1日の遡及適用するものです。

以上、簡単ではございますが、職員課関係部分の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

(「なし」と発言する者あり。)

別に質疑もございませんので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)職員課関係部分について、原案の

とおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、第112号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議題113号令和5年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議第113号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第114号令和5年度別府市競輪事業特別会計補正予算職員課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議第114号職員課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第115号令和5年度別府市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

よって、議第115号関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第116号令和5年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)職員課関係部分について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議第116号職員課関係部分について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第118号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議第118号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第119号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議第119号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第120号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、議第120号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、職員課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 11時10分

(再開) 11時10分

○森山委員長

再開いたします。

次に政策企画課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)政策企画課関係部分、議第117号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、議第126号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議第138号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、以上4件を当局から一括して説明をお願いします。

○安部企画戦略部長

おはようございます。企画戦略部が提出しました議案についてご説明をいたします。

企画戦略部は、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分、議第117号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、議第129号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第138号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての4議案を提案させていただいております。

それでは、最初に政策企画課長から関係部分の説明をさせますので、ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

○清末政策企画課長

どうぞよろしくをお願いいたします。着座で説明させていただきます。

それでは、政策企画課関係4議案について説明いたします。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)政策企画課関係部分について説明いたします。

補正予算書の18ページをお願いします。

歳入についてですが、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の追加額として、2億126万3,000円を計上しています。こちらは、アフターコロナによる観光需要の高まりなど、宿泊関係を中心とする体験型返礼品への寄附が増加したことにより、湯のまち別府ふるさと応援寄附金が当初予算額より多く見込まれることに伴い計上するもので、補正後の予算額は12億846万1,000円となり、昨年度の寄附額7億9,711万7,000円と比べて、4億1,134万4,000円の増額を見込むものです。

次に、歳出の説明をいたします。予算書の23ページから24ページをご覧ください。

下段の事業コード1279湯のまち別府ふるさと応援寄附金に要する経費の追加額として、1億673万9,000円を計上しています。内訳は、手数料が5,270万6,000円。包括代行業務等委託料が5,403万3,000円です。湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加に伴い、手数料につきましては、サイトの利用やクレジットカード決済、宿泊関連ポイント付与などに係る手数料の見込み額、また委託料につきましては、寄附の受付から返礼品の配送までの一連の業務を含む包括代行業務等委託料の見込み額が、当初予算額を上回ったことにより、経費の追加額を計上するもので、補正後の金額は手数料が2億437万5,000円。包括代行業務等委託料が4億644万8,000円になります。

次に、事業コード1374市政100周年記念に要する経費の追加額として、8,911万1,000円を計上しています。来年4月の市制施行100周年に向け、記念式典やイベントの充実を図るための市政100周年記念実行委員会負担金の追加額です。

事業費の内訳は、令和6年4月7日日曜日に予定しています記念式典、歓迎レセプション

等記念式典開催経費として4,817万1,000円、春の記念茶会や記念スポーツイベントなど記念イベントの開催経費として2,393万4,000円、新聞広告、記念番組作成、映像記録等広報関係経費として1,700万6,000円となります。また、今年度から翌年度にわたり支出するため、7ページに繰越明許費を計上しています。

次に、債務負担行為の説明をいたします。

予算書の8ページをご覧ください。

上段の総合戦略策定支援業務委託料は、令和7年度からの第3期総合戦略及び人口ビジョンの策定に係る支援業務をするため、債務負担行為を設定するものです。

次の包括代表代行業務等委託料は、ふるさと納税に係る寄附金の受付から返礼品の発送までの一連の業務を包括的に委託する包括代行業務委託料について、債務負担行為を設定しようとするものです。

次の住居表示実施業務等委託料は、令和5年度から令和6年度までを期間として、1億5,858万8,000円を計上し、債務負担行為を設定しています。今議会において、後に説明いたします住居表示を実施する市街地の区域及び当該地区における住居表示の方法、令和6年3月議会において、字の区域及びその名称を変更することについて議決をいただいた後、迅速に委託事業者を選定し、来年度、円滑に住居表示実施事業を進めていきます。

以上で補正予算の説明を終わります。

次に、議第117号別府市役所事務分掌条例の一部改正について説明いたします。

資料は、議案書の1ページをご覧ください。

提出しました別府市役所事務分掌条例の一部改正については、令和6年4月1日に向けた組織改編によるもので、介護保険に関する事務をいきいき健幸部から市民福祉部へ移管することに伴い、事務分掌条例を一部改正するものです。

高齢者福祉に関する業務は市民福祉部、介護保険に関する業務はいきいき健幸部と一部が分離している現状を見直し、特に連携が必要な高齢者の権利擁護や高齢者虐待の対応においてより迅速化を図るなど、高齢者関係施策を一元的に行うことにより業務の連携を強化します。

次に議第129号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。

資料は、議案書の56ページをご覧ください。

昨年度議決をいただき、令和6年1月6日に住居表示を実施する通称東荘園、緑丘町、荘園北町の対象地区内に所在地を有する緑丘小学校、中部中学校、緑丘幼稚園、弓道場及びアーチェリー場、別府市竹細工伝統産業会館、市営光の園住宅AからZの各施設について、それぞれの設置及び管理に関する条例中の位置の表記を現在の大字鶴見から住居表示実施後の町名及び番号にそれぞれ改めます。

続きまして、議第138号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について説明いたします。

資料は議案書の67ページをご覧ください。

住居表示を実施する区域及び住居表示の方法について、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案の内容は2点ございます。

1点目の住居表示を実施する市街地の区域については、全部で11町ありますが、資料の68ページからの別紙図面でご説明いたします。

68ページの別紙図面1をご覧ください。

朝見1丁目、朝見2丁目、朝見3丁目、原町の4町は、住居表示未実施の区域が組まれる町で、昭和40年度に住居表示を実施しておりますが、それぞれ赤の網掛けをしている部分に

については、住居表示を実施していない区域となっています。住居表示実施済みの区域と通称住所の区域が同じ町名で、住所の番号表記と組表記が混在して住所が分かりにくい状況ですので、網掛け部分を住居表示を実施する区域に定めようとするものです。

次の69ページの別紙図面2は、通称春木、南須賀を住居表示する区域に定めようとするものです。

次の70ページの別紙図面3は、通称朝日ヶ丘町、小倉を住居表示する区域に定めようとするものです。

最後の71ページの別紙図面4は、通称南立石板地町、南荘園町、鶴見園町を住居表示する区域に定めようとするものです。

2点目の住居表示の方法につきましては、別府市住居表示実施基準要綱で、住居表示は法第2条第1項に規定する「街区方式によるものとし」と定められております。現在、別府市内の住居表示実施地区において取られている方式は、全て街区方式で行われていることから、同じ街区方式により実施するものです。住居表示を進めるにあたって、各町で自治委員のご協力を得ながら住民説明会を行い、各自治会からは住居表示を実施することへの要望をいただいております。

以上で、政策企画課提出の4議案について説明を終わります。何とぞ慎重なご審議をお願い申し上げます。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方はご発言をお願いします。

○泉委員

100周年記念事業について、これまで執行済額はどのぐらいですか。

○安部企画戦略部長

令和5年度当初予算は、2,400万円計上させていただいております。それを今、執行してどこまで支出したというのは、少し把握していないのですが、予算的には今5,000万円で2,400万円計上しております。

○泉委員

私が心配しているのは、100周年記念事業というお祝いという言葉の前に来ると、青天井になることを非常に危惧しています。この100周年記念事業に対して、総額の限度額というのは財政当局が握っているのですか。

○安部企画戦略部長

令和6年度が本番になりますので、令和6年度予算を合わせた額ということになりますが、現在、予算編成の作業中ですので、そこで決めることになると思いますが、まだ総額というのは決まっていません。

○泉委員

見込み額は。

○安部企画戦略部長

今のところ、6年度債務負担を出していただいております。それが6,600万円ですので、合

わせると1億8,000万円程度になる見込みです。

○泉委員

まだ、深い議論というのは避けますけども、今、生活困窮者に対する交付金が、この前補正で決まったばかりです。青天井に100周年を祝うという住民の感情には、僕はならなのではないかと思います。むしろ質素に簡素ということを中心掛けてやってほしいと、要望しておきます。

○森山委員長

ほかに質疑ございませんか。

○野口委員

100周年で、いろいろ計画があると思うけども、別府市誌、市の歴史の市誌を編さんするというのは、私も聞きますが、町の中にいろいろな専門家や別府に関する昔から詳しい情報を持っている方がいますが、そういった人たちの情報をどのように吸い上げてやっているのか。

○安部企画戦略部長

100周年にあたりまして、当初は記念誌という形で発行しようとしたのですが、100周年の重みを考えて、記念市誌というふうな形で予算を計上させていただいています。現在、教育委員会の別府市誌編纂委員会にて市誌の編纂をしておりますので、そちらのほうで、そういった方と接触をさせていただいてご意見をいただいているというふう聞いております。

○野口委員

ぜひお願いします。もう一点、住居表示について、この前説明会は2回ほど出て、担当部長からも聞きましたが、結局、いろいろな意見が出る中で、マイナンバーカードとの兼ね合いというのがどうなのかということが、かなり市民の方々が心配しておりますので、その辺は少し詳しく説明したほうが良いと思うけどいかがですか。

○清末政策企画課長

マイナンバーも、住所が変わることに伴い、マイナンバーカードの券面の更新をご自身でしていただかないといけない作業にはなってくると思います。身分証で使う際に住所がやはり一緒でないとなかなか一致しないという形になりますので、使われる方はなるべくお早めに。そうでない方は、すぐにしないとできなくなるとかそういうことはありませんので、していただければいいかなと思います。そういったことについては、説明会で丁寧に説明をして、資料を配っていくようにしたいと思います。

○野口委員

高齢者の方がやはり何回も市役所に行くのは大変だという話があるわけで、そういうところも、私は何とかできないかなと思っているけども、マイナンバーカードの切り替えは、やはり説明会の時に説明したほうが良いと思いますので、よろしくお願いします。

○松川委員

確認で、もう聞いたかもしれないけど、この住居表示に関する事は、どのように決めていますか。市が決めるのか、それとも地域の町内から依頼があるのか。

○安部企画戦略部長

おおむねの計画は、市のほうで立てていますが、自治会の支部長会とかでも、希望するところがあればお申出くださいということでお願いしております。今も計画はありますが、できるところからもう進めているというふうな状況で、スムーズに行くところについては、計画の有無関係なしに入っているという状況でございます。

○森山委員長

よろしいですか、ほかに。

○吉富委員

100周年の企画に関して、例えばせっかくの100周年という1つの大きな区切りの中で、この別府市の基を築いてくれた歴代の市長の中でも、特に例えば脇鉄一さんは、もう別府のこの観光の基となるものを築いた人で、荒金啓治さんも脇屋さんも中村太郎さんもこの別府市の市政の中をしてきたという歴史があります。そういうのを考えた時に例えば、脇鉄一さんは別府の町のほんとうと青写真を作った人で、荒金啓治さんは大分川から水を引いて、どんな渇水の時でも別府市は水が枯れないとか、そういう重要なことをしてきた人です。そういう方々を特別表彰ではないけど、挙証する計画はありますか。

○安部企画戦略部長

今、式典あるいは記念行事につきましては、民間の方も加入、構成されています実行委員会のほうで協議をしております。委員おっしゃられたところは今のところ計画はありません。しかしながら、やはりそういった功績というのは残していかないといけないと思っております。先ほど少し申しました記念誌のほうには、そういったのを記載して100年後にいわゆる次の100年に残していくということは考えていますが、そういったご意見があったというのも、また実行委員会の中で、お話をさせていただきます。

○吉富委員

民間の方は政治の中の詳しいことはほとんど知らないと思います。実際に皆さん方の先輩方が築いてきた例えば、大分川から水を取るためにどれだけ苦労したのかなど、そういうのは多分、民間の方は知らないと思います。そこを決断していった歴代の市長とかの部分というのは、もう一度、行政側がちゃんと旗を振って、話を1回してみてもらえませんか。それは私、とても重要なことだと思います。

○安部企画戦略部長

分かりました。90周年の時も歴代の市長さんの功績等を載せています。そういったご意見があったのを実行委員会の中でお話をさせていただきます。

○吉富委員

90と100じゃ全然違うから。90であれだけのことをして、100で何もしないというのが逆におかしいので。

○森山委員長

はい、ほかございませんか。

○森委員

先ほどから言われているように、100周年という節目というところで考えると、私は大々的にやってもいいと思っています。特に、別府市は観光地ですから、こういうところを100年も経っているという誇りを市民の中にも持っていただきたいし、外から来る人もそれだけの歴史があるところとじていただきたいという意味で、過去をしっかりと編さんしてやっていただくことがすごく大事だと思います。それ以上に今度大事なのが将来のこと、今後の100年を考えた時に政治家というのは10年、20年先じゃなくて、50年、100年先を見ろということをやっているとされています。そういったところを考えた時にこれから子どもたちがどう未来を創造するのかっていうところが、すごく大事なと思うので、ぜひ子どもたちに100年先の未来というのを考えてもらうような企画をぜひ作っていただきたいなというふうに思います。

あと、広告のところでは本当に足りていないので、特に私たちの世代というのは、市報とかなかなか見る余裕がない人も多いので、逆に学校からのプリントはちゃんとチェックします。そういったところをやっていたらいいと思うので、広くいろいろなところに100周年というところが見えると思います。特に子どものイベントをやると、親だけでなく、いろいろな世代の人たちも来られると思うので、ぜひ考えてやっていただきたいなというふうに思います。

○森山委員長

要望でいいですか。

○森委員

要望でいいです。あと住居表示について、今、できるところから進めているということですが、全然まだ進んでいないところがある。それではそこをじゃあどうするのかというところで、住居表示を行わないデメリットなどはしっかり伝えていきますか。

○清末政策企画課長

二重住所があることについてのデメリットというのは、自治会の支部長会や理事会、市報等を通じてお伝えはしております。現在、そういったお話が直接できていないところにも順次説明会に入っていくようにしております。もう少ししたら、大分や地域全体に広がっていくのかなというふうに考えております。

○森委員

どうしても期限がある中で、こういった時のデメリットがすごく私は気になっています。それをほとんどの市民の方が知らないままそこまで到達するのではないかとというのが、すごく懸念しています。だからこそしっかりとメリット、デメリットをはっきり言わないと。気がついた時にはもう遅いとなるのが困るので。そういうことのないようにぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○塩手委員

最後に要望ですが、100周年というところで、泉委員もおっしゃったように、再編的にこうばらまきと言いはよくないと思いますが、豪勢にやるのはもちろんいいと思いますが、説明会や推進委員会でも市長が何か枠を作ってやるより、あがってきたものに対しては、しっかり積算してお金をかけていくやり方のほうがいいというふうにおっしゃっていて、そっちのほうが私もいいのではないかなと思います。最終的に私たちも予算決算特別委員会で、本当にお金の使い方が正しかったのかチェックをしないといけない点においては、令和4年度、

5年度、6年度と年度にまたいで決算していくと思いますが、要望としては、総括して100周年事業、令和4年度、5年度、6年度まとめてこれだけかかりましたと、これをまとめて決算で審査してくださいという形のほうが分かりやすいし、決算の審査もしやすいのではないかと思いますので、現行だと横断的に単年度ごとの決算だと思いますが、この100周年に関しては、しっかりお金をかけるということなので、まとめて決算審査ができるような体制をとっていただきたいという要望です。

○森山委員長

またそれはね、予算のときにまたあがってくるので。

○塩手委員

そうですね。

○森山委員長

そのときにまた質問をしてください。

ほかにはないですか。

(「なし」と発言する者あり。)

別にほかに質疑がないようでございますので、これより採決をいたします。

お諮りいたします。

初めに、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)政策企画課関係部分について、原案のとおり可決すべきことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、第112号政策企画課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第117号別府市役所事務分掌条例の一部改正について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、第117号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第129号住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、第129号については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後に、議第138号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、第138号について、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、政策企画課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

(休憩) 11時38分

(再開) 11時38分

○森山委員長

再開いたします。

次に、財政課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）財政課関係部分について、当局より説明願います。

○矢野企画戦略部次長兼財政課長

財政課の矢野です。どうぞよろしくお願ひいたします。では、座って説明させていただきます。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）財政課関係部分について、ご説明をいたします。

初めに歳入からご説明いたします。

予算書の19ページをお開きください。

別府市財政調整基金繰入金の追加額といたしまして、5億476万4,000円を計上しております。これは今回の一般会計補正予算におきます財源調整といたしまして、一般財源不足分を財政調整基金から一般会計に繰り入れをするものであります。

次に、20ページをお願ひいたします。

競輪事業収入の追加額といたしまして、3億3,000万円を計上しております。これは今年度の競輪開催売上金の増額に伴う収益部分につきまして、一般会計へ繰出金を増額するものであります。令和5年度の競輪事業収入につきましては、合計で6億7,000万円となります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

23ページをお願ひいたします。

1020基金積立金の追加額として3億126万3,000円を計上しております。

湯のまち別府ふるさと応援基金積立金では、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の追加額2億126万3,000円を積み立てるもので、令和6年度予算におきまして、寄附者の意向に応じた各事業の財源として活用をいたします。

次のべっふ未来共創基金積立金では、競輪事業収入3億3,000万円のうち1億円を基金に積み立てるものであります。

次に、24ページをお開きください。

0163基金積立金の追加額として、3億4,630万円を計上しております。別府市財政調整基金積立金では、競輪事業収入のうち2億3,000万円を基金に積み立てるもので、令和6年度におけます保育所、幼稚園、小中学校等の給食費保護者負担軽減事業の財源として活用いたします。

次の別府市公共施設再編整備基金積立金では、旧南幼稚園跡地の土地売払い収入1億1,630万円を基金に積み立てるもので、今後の公共施設再編や施設の大規模改修等の財源として活用いたします。

以上で、財政課関係部分の議案についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、ご発言願います。

○泉委員

1億1,600万円の財産売払い収入は、先ほど財産の売払いと関連しているので、採決は調査

会の後じゃないといけない。関連しているから。

○森山委員長
そうですね。

○泉委員
だから調査会の後に採決しなきゃいけないですね。

○森山委員長
そうですね。先ほど市有地売却の件で旧南幼稚園があると思います。あれをもう一度、委員会を開くということになっておりますので、関連していますので、後日、また開会をして、そして採決をするということをお願いしたいのですが。

いいですか。

(「なし」と発言する者あり。)

以上で財政課関係議案の審査を終了いたします。
休憩いたします。

(休憩) 11時44分

(再開) 11時44分

○森山委員長

再開いたします。

最後に、防災危機管理課関係議案の審査を行います。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)防災危機管理課関係部分について、当局から説明願います。

○白石防災局長

おはようございます。

このたびの第4回定例会には、防災局関係としまして予算議案1件を計上させていただいております。内容については、担当課長から説明させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村防災危機管理課長

それでは、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)防災危機管理課関係部分についてご説明いたします。座ってご説明させていただきます。

補正予算書の7ページ、繰越明許費補正をお開きください。

上から3行目の地域防災事業費を1,353万2,000円繰り越すものであります。これは9月議会にて補正していただきました中小河川洪水ハザードマップを作成するための所要額を繰り越すものであります。

理由といたしましては、9月末に大分県より中小河川浸水想定区域が示されることに伴いまして、水防法15条の規定により義務化されているハザードマップを作成する予定でしたが、大分県より区域の指定及びデータの提供等が遅れたことに加え、市町村の業務発注が12月の国、県からの補助金の交付決定を待つこととされておりまして、当初よりも3か月以上スケジュールが遅れることとなり、所要額を繰り越すものであります。

今後は、議決後に国・県からの補助金の交付決定が行われ次第、速やかに入札手続きに取

りかかりまして、完成を目指したいと考えております。

以上で、防災危機管理課関係部分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○森山委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり。）

別に質疑もないようございますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）防災危機管理課関係部分について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

ご異議なしと認めます。

よって、第112号防災危機管理課関係部分については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、防災危機管理課関係議案の審査を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会の付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

それでは、委員長報告及び会議録の作成につきましては、委員長に一任させていただきます。

これをもちまして、総務企画消防委員会の議案審査を終了いたします。

お疲れ様でした。

○閉議：11時48分